

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年九月二十四日

指令川建セ第二七〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月十九日

川建セ第二七〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字釜沼千七百五十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市大字持田千六百五十五番地三 アイリスT・D一〇二号
五十嵐 渉